

明るい選挙推進ハンドブック

(令和7年版)

未来をつくる
あなたの一票大切に



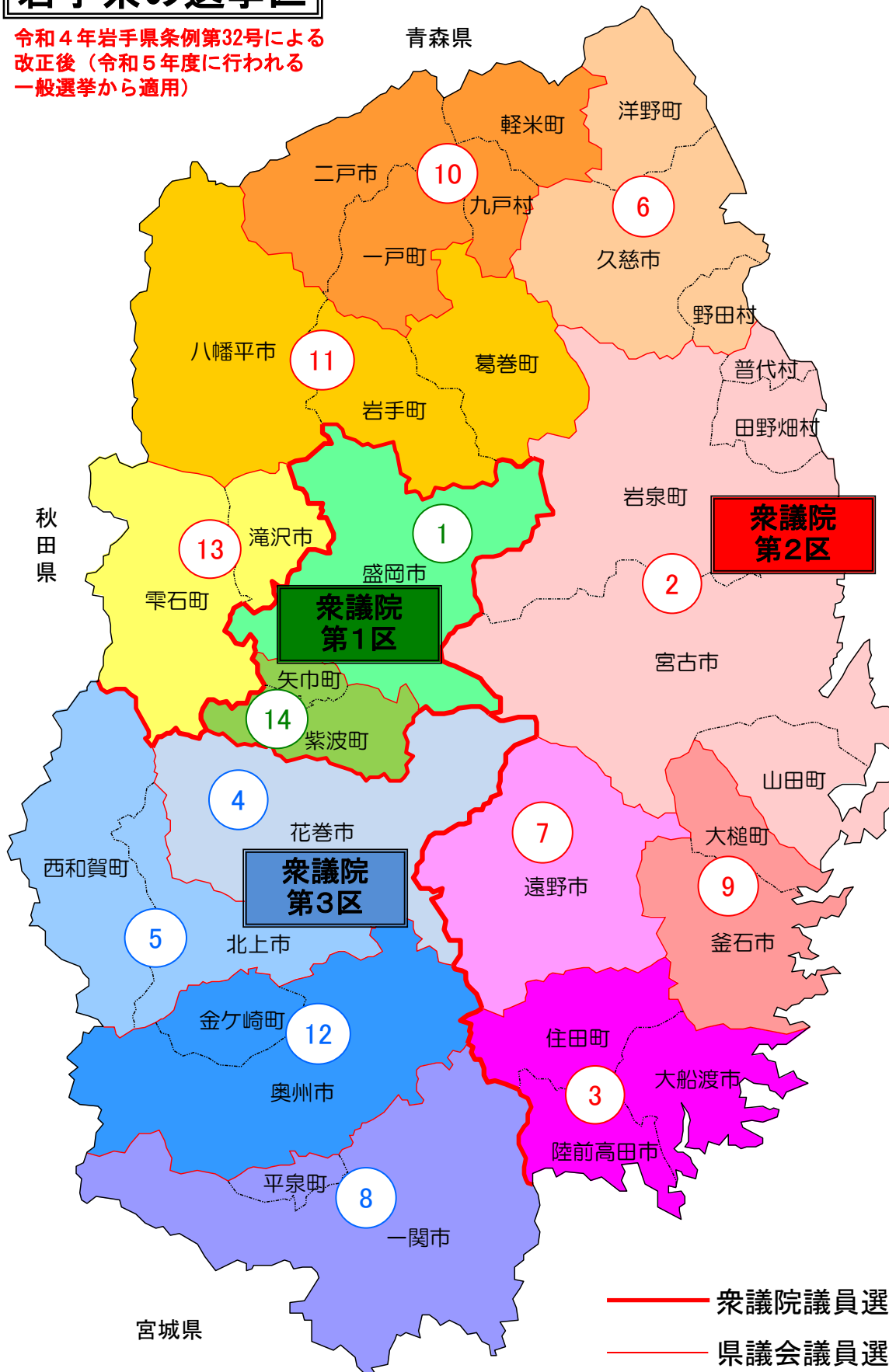
岩手県明るい選挙推進協議会
岩手県選挙管理委員会

目 次

岩手県の選挙区	1
選挙制度のあゆみ	2
明るい選挙への道 ー明るい選挙推進運動ー	5
1 この運動の始まりは	
2 明るい選挙は一人一人の自覚から ーこの運動の目的ー	
3 明るい選挙はみんなの力で ーこの運動のしくみー	
4 明推協こそ明るい選挙の主役です ー明るい選挙推進協議会ー	
5 推進員等の活動のために	
岩手県明るい選挙推進協議会規約	13
推進活動のための相談はここへ	16
やさしい選挙の知識	18
市町村明るい選挙推進協議会設置状況	35
白バラ会	36
選挙人名簿登録者数	37
在外選挙人名簿登録者数	38
衆議院、参議院、知事選挙投票率資料	39
衆議院、参議院、知事選挙年代別投票率比較グラフ	
衆議院、参議院、知事選挙市町村別投票率	
衆議院、参議院、知事選挙投票率の推移	
衆議院、参議院、知事選挙年代別投票率比較	
市町村議会議員定数	49
市町村選挙執行予定	50

岩手県の選挙区

令和4年岩手県条例第32号による
改正後（令和5年度に行われる
一般選挙から適用）



県議会議員選挙区

No.	選挙区名	議員定数
①	盛岡	11
②	宮古	3
③	大船渡・陸前高田	2
④	花巻	4
⑤	北上	4
⑥	久慈	2
⑦	遠野	1
⑧	一関	5
⑨	釜石	2
⑩	二戸	2
⑪	八幡平	2
⑫	奥州	5
⑬	滝沢	3
⑭	紫波	2
計		48

選挙制度のあゆみ

明治元	五箇条の御誓文
7	民撰議院設立の建白（板垣退助ほか）
11	府県会規則制定（制限選挙。記名投票）
14	国会開設の勅諭（明治23年に国会開設）
22	大日本帝国憲法発布 衆議院議員選挙法制定（制限選挙。小選挙区制。記名投票）
23	第1回衆議院議員選挙
27	（日清戦争始まる）
33	衆議院議員選挙法全文改正（納税要件緩和。大選挙区制。秘密投票）
37	（日露戦争始まる）
大正3	（第一次世界大戦始まる）
8	衆議院議員選挙法改正（納税要件緩和。小選挙区制）
14	衆議院議員選挙法全文改正（男子による普通選挙。中選挙区制）
昭和7	（五・一五事件）
10	選挙粛正連盟結成
11	（二・二六事件）
14	（第二次世界大戦始まる）
20	衆議院議員選挙法改正（婦人を含む普通選挙。大選挙区制限連記制）
22	第1回参議院議員選挙 衆議院議員選挙法改正（中選挙区制） 日本国憲法施行 地方自治法制定
23	政治資金規正法制定
24	選挙制度調査会発足（昭和36年からは選挙制度審議会）
25	公職選挙法制定
27	公明選挙連盟結成

42	明るく正しい選挙推進協会発足
50	選挙をきれいにする国民運動推進本部の設置
51	(財)明るい選挙推進協会発足
57	公職選挙法一部改正(参議院全国区選挙制度を拘束名簿式比例代表制に)
平成元	公職選挙法一部改正(公職の候補者等の寄附の禁止の強化)
4	公職選挙法一部改正(衆議院岩手県第2区の定数1減)
6	公職選挙法一部改正(衆議院中選挙区制を小選挙区比例代表並立制に)
9	公職選挙法一部改正(投票時間延長、不在者投票事由の緩和)
10	公職選挙法一部改正(在外選挙制度の創設)
12	公職選挙法一部改正(参議院拘束名簿式比例代表制を非拘束名簿式比例代表制に)
15	公職選挙法一部改正(期日前投票制度の創設、郵便等による不在者投票の代理記載制度の創設)
18	公職選挙法一部改正(衆院小選挙区選挙及び参院選挙区選挙を在外選挙の対象とすること、選挙人名簿閲覧制度の見直し)
19	日本国憲法の改正手続に関する法律成立 公職選挙法一部改正(地方公共団体の長の選挙において選挙運動用ビラの頒布を可能とすること)
25	公職選挙法一部改正(インターネット選挙運動の解禁、成年被後見人の選挙権復活)
26	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正(投票権年齢の18歳以上への引下げ)
27	公職選挙法一部改正(選挙権年齢の18歳以上への引下げ)

令和 2	28	公職選挙法一部改正（表示登録制度の創設、共通投票所制度の創設、期日前投票時間の弾力的な設定、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大）
	29	公職選挙法等一部改正（衆議院小選挙区選出議員岩手県選挙区数 4 から 3 に減少） 公職選挙法一部改正（都道府県・市議会議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布を可能とすること）
	30	公職選挙法一部改正（参議院選挙区選出議員選挙に持込みビデオ方式を導入することにより、政見放送に手話通訳・字幕を付与できるようにすること）
		公職選挙法一部改正（町村の選挙における公営拡大、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラ頒布の解禁及び供託金の導入）
	3	新型コロナウイルス感染症に係る「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」施行
	4	公職選挙法一部改正（現在 AM 放送の放送設備で行うこととされているラジオ放送による政見放送について、FM 放送の放送設備においても放送可能とすること）
	7	公職選挙法一部改正（ポスター掲示場に掲示するポスターの品位保持規定等の新設及び営業宣伝に係る罰則の新設、選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、選挙運動用ポスターの規格の統一）

（参考：選挙制度研究会編「わかりやすい公職選挙法」、総務省HP）

明るい選挙への道 ―明るい選挙推進運動―

1 この運動の始まりは

選挙を明るく正しいものにしようという運動は、すでに戦前から政治の倫理化運動、選挙粛正同盟会の結成など、後藤新平などの先覚者によって始められました。

昭和27年には、国民主権の下での議会制民主政治の確立をめざしその基盤となる選挙を公正明朗なものとする国民運動を展開するため、前田多聞らが公明選挙連盟を結成し、これをきっかけとして全国的運動が展開されました。また、昭和29年の公職選挙法の改正に伴い、国及び各選挙管理委員会は、自らの事業として、社会教育機関をはじめとする関係機関との協力のもとに、明るい選挙の推進に努めています。

今後とも、国や地方公共団体の政治を良くし、住みよい郷土をつくるために、この運動の輪を広めていかなければなりません。

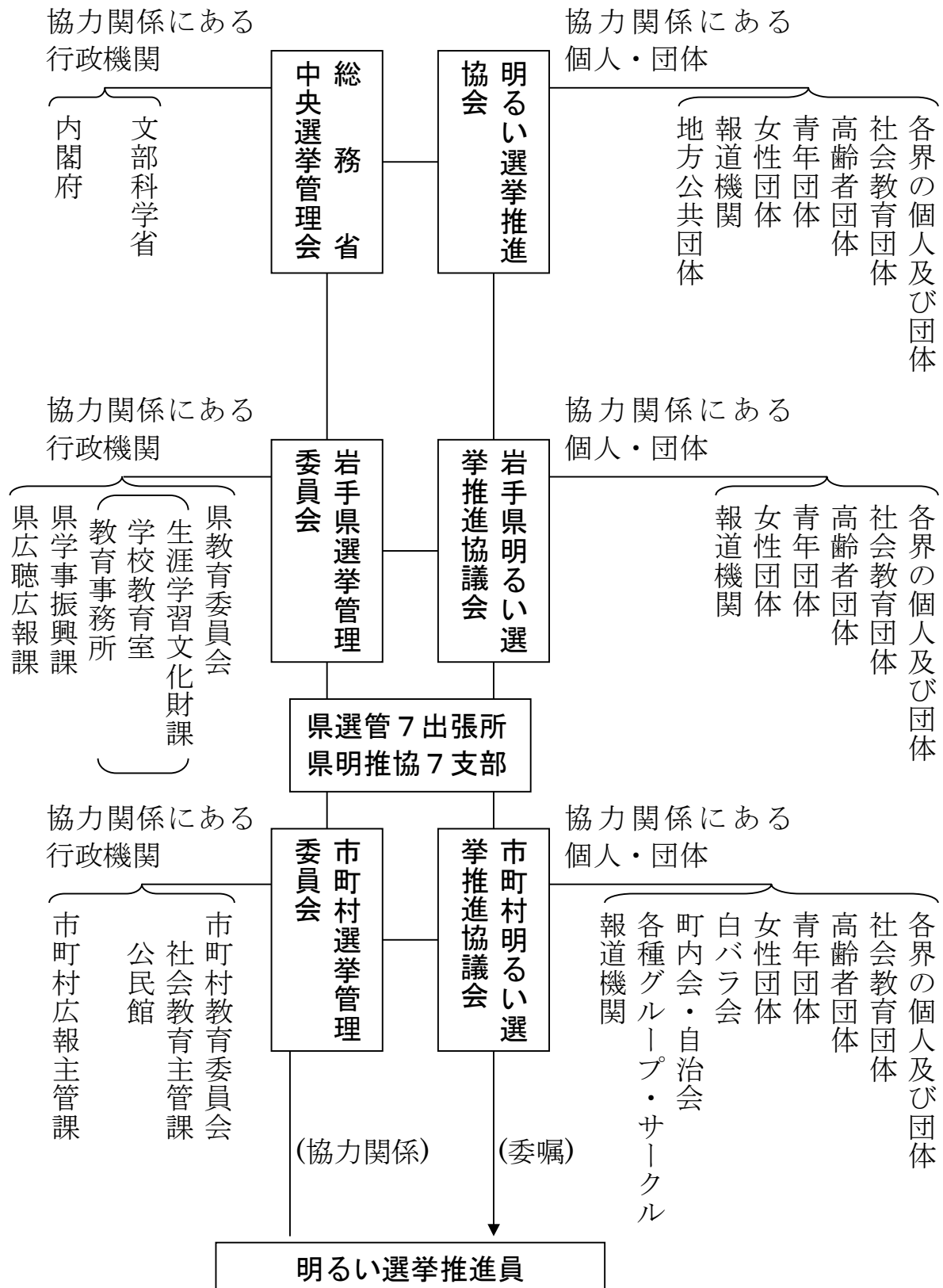
2 明るい選挙は一人一人の自覚から ―この運動の目的―

明るい選挙推進運動の目的としては、

- (1) 選挙違反をなくすこと(三ない運動)
- (2) 棄権を防止すること(投票率の向上)
- (3) どのような人物を国民の代表に選ぶかという目を養うこと(政治意識の高揚)

などがあげられますが、そのためには**有権者の一人一人が常日頃から政治や選挙について、はっきりとした考えを持ち、主権者としての自覚と教養を持つことが大切です。**

3 明るい選挙はみんなの力で —この運動のしくみ—



4 明推協こそ明るい選挙の主役です —明るい選挙推進協議会—

明るい選挙推進協議会は、各都道府県はもちろん、ほとんどの市町村においてそれぞれ結成されている民間団体です。

この協議会が結成された趣旨は「**明るい選挙を実現して国や地方公共団体の政治をよくする**」ことです。

そのためには、特定の個人や団体だけの力では、目的を達成することが困難なので、各界の有志や機関、団体、報道関係者等が相互に協力して、この運動を強力に推進することとしています。この協議会は、おおむね次のような構成員から成っています。

- 女性団体、青年団体、老人団体
- 教育委員会、公民館
- 行政区、町内会、自治会
- 白バラ会
- 報道機関
- 学識経験者
- 選挙管理委員会

この協議会はこの運動の中心的役割を果たしており、協議会の活発な活動がなければ、この運動の目的は達成することはできません。

5 推進員等の活動のために

(1) 明るい選挙推進員

明るい選挙推進員は、市町村明るい選挙推進協議会から委嘱を受けて、この運動が、それぞれの地域のすみずみまで広がるよう活動しています。

推進員の主な仕事としては、

- ① 話し合い活動とその実践**
- ② 明るい選挙思想の普及**
- ③ 協議会や選挙管理委員会の行う啓発活動に対する協力**

などがありますが、具体的な活動事例は「＜1 日常はこのような活動を＞」「＜2 所属団体別の活動例＞」「＜3 選挙のときはこのような呼

びかけを>」で述べるとおりです。

また、推進員活動は、民間の有志による奉仕活動であり、推進員の自発的な自由意志によって活動されるのが基本です。

<1 日常はこのような活動を>

明るい選挙推進員は、前にも述べたとおり、関係団体と連携をとりながら、住民に対する明るい選挙推進運動の普及徹底を図ることがその役割ですが、日常の具体的な活動例として次のようなものがあります。

① 話し合いグループの育成、指導をすること。

「話し合い」は明るい選挙推進の目的を達成するための基礎的な学習方法です。話し合いのために必要な資料等は、選挙管理委員会に申し出てください。

話し合いのテーマは、たとえば、

○投票率について

○市町村議会の動きについて

○町づくり、村づくりについて

② 地域内で開かれる各種集会に出席した場合に、主催者からあらかじめ了解を得て、明るい選挙の話をする。

たとえば、

○推進員である自分のことを紹介（推進員については、(I) 明るい選挙推進員」を参照）

○明るい選挙推進運動の紹介（始まり、目的、しくみについては、「1 この運動の始まりは」「2 明るい選挙は一人一人の自覚から」「3 明るい選挙はみんなの力で」「4 明推協こそ明るい選挙の主役です」を参照）

○明るい選挙推進のための呼びかけ

③ 地域の公民館で開催される政治学習等に対して、協力すること。

たとえば、

○公民館の政治学習開催日の調査

○住民に対する参加の呼びかけ

○政治学習開催準備の手伝い

④ 地域の各種団体、グループのリーダーを発掘、養成すること。

たとえば、

○リーダーとなりうるべき者に対する団体活動への参加呼びかけ

○各種研修会の参加者の人選について選挙管理委員会と相談

○各種研修会参加者からの報告を基に話し合いの実施

⑤ 白バラ会等の結成を指導し、青年層の組織化を図ること。

白バラ会運営上指導すべきこと

○仲間づくりを大切にすること

○異質を尊ぶ態度をもつこと

○約束を守ること

○はっきりした目標をたて、焦点化した活動をする

○一人一役の役割分担をすること

○活動を継続すること

○地域住民の理解を得ること

これらの事項は、各種団体、グループについてすべていえることです。

⑥ 選挙の後を見守る活動として、議会傍聴、首長・議員と語る会等の実施を地域の有権者に呼びかけること。

たとえば、

○議会開催期間の調査

○議会傍聴のための手続の調査

○議会傍聴日の設定、参加の呼びかけ

⑦ 市町村広報紙、有線放送等の広報媒体を利用して、明るい選挙推進を広く住民に呼びかけること。

⑧ 農協役員選挙等、公職選挙法の適用のない選挙についても、明るい選挙が行われるよう指導すること。

(専門的な指導については、選挙管理委員会と相談すること)

たとえば

○農協との打合せ

○啓発ビデオ等を利用した話し合いの実施

- ⑨ **選挙管理委員会などの行う、明るい選挙推進のためのポスター等のコンクールへの応募を呼びかけること。**

- ⑩ **明るい選挙推進協議会内での推進員相互の研修を行うこと。**

たとえば、

○協議会事業に対する意見、要望

○活動事例の情報交換

○やさしい選挙の知識についての学習

＜ 2 所属団体別の活動例＞

以上の日常活動のほか、それぞれの所属団体別の活動例として次のようなことが考えられます。

① 女性団体、青年団体、老人団体からの推進員

○集会の際に明るい選挙運動の一口紹介及び話題提供（投票率、違反事例）

○明るい選挙推進のための各種研修会・政治学習参加者の報告による話し合いの実施

○公民館における政治学習に対する参加の呼びかけ

○団体の行事として、議会傍聴・明るい選挙をテーマとする演劇の計画

② 公民館からの推進員

○選管、社教との連携のもとで、明るい選挙実現のための政治学習の実施

○公民館の各種事業を利用している明るい選挙推進運動の一口紹介

○公民館のもっている展示施設に啓発ポスター、啓発ステッカー等の掲出

③ 行政区、自治会、町内会からの推進員

- 集会の際に明るい選挙推進運動の一口紹介及び話題提供（投票率、違反事例）
- 町内会報紙等を利用しての、明るい選挙推進運動の紹介
- 明るい選挙推進のための関連行事・公民館における政治学習について、広く住民に周知

推進員の活動例として簡単に述べましたが、このほかにも、それぞれの地域の実情に応じた活動を推進員一人一人が考え、積極的に取り組むことが大切です。

＜3 選挙のときはこのような呼びかけを＞

基本的には、明るい選挙推進協議会や選挙管理委員会の行う事業に協力するという立場で活動されたいでしょう。

たとえば、広報車に乗って呼びかけを行う、パレードに参加する、ポスター・チラシを配布する、関係の集会に出席するなどです。

なお、選挙の場合には次のことに重点をおいて有権者に呼びかけてください。

- ① 選挙に関してはお金をもらったり、酒食などのもてなしを受けたりしないこと。また、候補者にこれらの要求をしないこと。
- ② 棄権をしないこと。
- ③ 投票の秘密は守られていること。（選挙制度の基本原則は「やさしい選挙の知識」を参照）
- ④ 義理人情にとらわれず、自分の信ずる人や政党に投票すること。

(2) その他

－青年の果たすべき役割－

各種選挙の投票率を年代別に見ると、若者、特に20代前半の投票率がきわだって低くなっています。この青年層有権者の投票行動は、政治に関する無関心、選挙離れといった要因によるところが大きいと言われ、明るい

選挙の実現にとって大きな課題とされています。この意味で、明るい選挙推進運動を現在だけでなく将来に向けて、幅広く強力に展開していく中核的役割を担う青年リーダーが必要とされています。

－女性の果たすべき役割－

明るい選挙推進運動の中で、これまで女性の果たしてきた役割はきわめて大きいものがありますが、女性の社会的進出がめざましく、各家庭及び社会生活の中で及ぼす女性の影響力がますます大きくなっている今日、その力をさらに明るい選挙推進運動に活用することはきわめて有意義であると思われます。

－高齢者の方が果たすべき役割－

高齢社会を迎え、高齢者の方の社会的活動がますます活発化しており、明るい選挙推進協議会においても、主要な構成員として会の活動を支えているといっているでしょう。

青年層の選挙離れが指摘される昨今、人生の大先輩である高齢者の方からの指導や助言が重要となっています。

そこで、地域において各種の実践活動（老人クラブ、各種サークル活動等）を行っている高齢者の方々が明るい選挙推進運動により一層積極的に参加することが望まれています。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

明るい選挙のイメージキャラクターとして、平成12年4月に誕生した「選挙のめいすい（明推）くん」。

「選挙のめいすいくん」は投票箱をモチーフにしているので、頭部の2本の縦線は、投票用紙挿入口を表しています。そして、明るい選挙の実現に向かうために、背中に羽がついています。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進協会（協議会）」の「明」と「推」を引用しています。

「お父さん」や「お母さん」、弟の「ただしくん」に妹の「メイちゃん」も活躍中です。

岩手県明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、岩手県明るい選挙推進協議会という。

(目 的)

第2条 この協議会は、県民の力を背景にして、選挙が明るく行われるように有効適切な諸方策を企画し、かつ、効果的な事業を実施して、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会、座談会及び討論会等の開催
- (2) 各種資料の収集、作成及び配付
- (3) 講師の派遣及びあっせん
- (4) 関係機関及び団体相互の連絡調整
- (5) 関係機関及び団体との事業の提携
- (6) 市町村の明るい選挙推進運動の支援
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 この協議会は、支部を置き、その名称及び区域は別表のとおりとする。

2 この協議会は、委員及び支部の委員をもって組織する。

(委 員)

第5条 委員は、28人以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 支部の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) 報道関係者
- (4) 青年団体、女性団体及び老人クラブの関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、第2条の目的に賛同する者

(支部の委員)

第6条 支部の委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市町村の明るい選挙推進協議会の構成員で当該協議会が推薦する者
- (2) この協議会の目的に賛同する者

(役 員)

第7条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事 若干名

2 役員は、総会で選任する。

3 会長は、この協議会の会務を総理し、本協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(顧 問)

第7条の2 この協議会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の各号に掲げる者のうちから、任期を定め、会長が委嘱する。

- (1) 県の選挙管理委員会の委員
- (2) 前号に掲げる者のほか、第2条の目的に賛同する者

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を代行する。

(支部の役員)

第9条 支部に次の役員を置く。

支部長

副支部長 1人

幹事 若干名

2 支部の役員は、当該支部の総会において選任する。

3 支部の役員の職務については、第7条の規定を準用し、その任期については、前条の規定を準用する。この場合において、第7条中「この協議会」とあるのは「当該支部」と、「会長」とあるのは「支部長」と、「副会長」とあるのは「副支部長」と、「理事」とあるのは「幹事」と、前条中「役員」とあるのは「支部の役員」と、「委員」とあるのは「支部の委員」と読み替えるものとする。

(会 議)

第10条 この協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、この協議会の業務に関する重要な事項について審議する。

3 理事会は、総会より委任された事項及び急施を要する事項について審議する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合は書面による開催とすることができる。

5 会議の議長は、会長が当たる。

(支部の会議)

第11条 支部の会議は、総会及び役員会とする。

2 支部の会議は、前条に定める会議に準じて運用するものとする。

(庶 務)

第12条 この協議会の庶務は、岩手県選挙管理委員会事務局において処理する。

(経 費)

第13条 この協議会の経費は、寄付金その他をもって充てる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

別 表

名 称	区 域
盛岡支部	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡
県南支部	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡
大船渡支部	大船渡市、陸前高田市、気仙郡
釜石支部	釜石市、上閉伊郡
宮古支部	宮古市、下閉伊郡（普代村を除く。）
久慈支部	久慈市、九戸郡（軽米町、九戸村を除く。）、下閉伊郡のうち普代村
二戸支部	二戸市、二戸郡、九戸郡のうち軽米町、九戸村

附 則

- 1 この規約は、昭和 46 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 昭和 27 年 8 月 27 日施行の岩手県明るく正しい選挙推進協議会規約はこれを廃止する。
- 3 従来の構成員は、この規約施行後も引き続き構成員であるものとする。
- 4 この規約による役員の任期は、昭和 46 年 2 月 2 日から起算する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による役員及び委員の任期は、昭和 49 年 4 月 1 日から起算する。

附 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 59 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 60 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

推進活動のための相談はここへ

	郵便番号	住 所	電話番号
総 務 省	◎ 100-8926	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-5111
(公財) 明るい選挙推進協会	102-0082	東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階	03-6380-9891

(各選挙管理委員会)

(R7. 4. 1現在)

岩 手 県	◎ 020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5238
盛 岡 出 張 所	020-0023	盛岡市内丸11-1	019-629-6506
県 南 出 張 所	023-0053	奥州市水沢大手町1-2	0197-22-2811
大 船 渡 出 張 所	◎ 022-8502	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9931
釜 石 出 張 所	026-0043	釜石市新町6-50	0193-25-2717
宮 古 出 張 所	027-0072	宮古市五月町1-20	0193-64-2211
久 慈 出 張 所	◎ 028-8042	久慈市八日町1-1	0194-53-4981
二 戸 出 張 所	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9201
盛 岡 市	◎ 020-8530	盛岡市内丸12-2	019-626-7582
八 幡 平 市	◎ 028-7397	八幡平市野駄21-170	0195-74-2426
滝 沢 市	◎ 020-0692	滝沢市中鵜飼55	019-656-6560
雫 石 町	◎ 020-0595	岩手郡雫石町千刈田5-1	019-692-6474
葛 巻 町	◎ 028-5495	岩手郡葛巻町葛巻16-1-1	0195-65-8982
岩 手 町	◎ 028-4395	岩手郡岩手町大字五日市10-44	0195-62-2111
紫 波 町	◎ 028-3392	紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1	019-672-6870
矢 巾 町	◎ 028-3692	紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123	019-611-2707
花 巻 市	◎ 025-8601	花巻市花城町9-30	0198-41-3603
北 上 市	◎ 024-8501	北上市芳町1-1	0197-72-8234
遠 野 市	028-0592	遠野市中央通り9-1	0198-62-0173
一 関 市	◎ 021-8501	一関市竹山町7-2	0191-21-2111
奥 州 市	◎ 023-8501	奥州市水沢大手町1-1	0197-34-2232

西 和 賀 町	029-5512	和賀郡西和賀町川尻40-40-71	0197-82-3281
金 ケ 崎 町	◎ 029-4592	胆沢郡金ヶ崎町西根南町22-1	0197-42-2111
平 泉 町	◎ 029-4192	西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2	0191-46-5540
大 船 渡 市	◎ 022-8501	大船渡市盛町字津野沢15	0192-27-3111
陸 前 高 田 市	◎ 029-2292	陸前高田市高田町字下和野100	0192-54-2111
住 田 町	◎ 029-2396	気仙郡住田町世田米字川向88-1	0192-46-2111
釜 石 市	◎ 026-8686	釜石市只越町3-9-13	0193-27-8462
大 槌 町	◎ 028-1192	上閉伊郡大槌町上町1-3	0193-42-8713
宮 古 市	◎ 027-8501	宮古市宮町1-1-30	0193-68-9123
山 田 町	◎ 028-1392	下閉伊郡山田町八幡町3-20	0193-82-3111
岩 泉 町	◎ 027-0595	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5	0194-22-2111
田 野 畑 村	028-8407	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1	0194-34-2111
久 慈 市	◎ 028-8030	久慈市川崎町1-1	0194-52-2111
洋 野 町	◎ 028-7995	九戸郡洋野町種市23-27	0194-65-5911
普 代 村	◎ 028-8392	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13-2	0194-35-2111
野 田 村	028-8201	九戸郡野田村大字野田20-14	0194-78-2111
二 戸 市	◎ 028-6192	二戸市福岡字川又47	0195-23-3111
一 戸 町	028-5311	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9	0195-33-2111
軽 米 町	028-6302	九戸郡軽米町大字軽米10-85	0195-46-2111
九 戸 村	028-6502	九戸郡九戸村大字伊保内10-11-6	0195-42-2111

(注1) 郵便番号欄に◎があるのは、専用の個別番号です。

(郵送の際、住所の記載を省略できます。)

(注2) 各市町村の明るい選挙推進協議会は各市町村の選挙管理委員会内にあります。

やさしい選挙の知識

1 選挙制度の基本原則

国民は主権者であり、国の政治の主人公ですが、原則は選挙を通じて「代表」を選び出し、その代表によって国政に参加し、意見を反映させるしくみになっています。

したがって、代表を選び出す選挙は、政治の基礎となるものですが、民主主義を貫くために、次の三つの原則が確立されています。

(1) 選挙平等の原則

憲法には、すべての国民が平等に選挙を行うことができるよう明記されています。

(2) 投票自由の原則

選挙にとって一番大切なことは、すべての選挙人が、自分自身の判断で、最も信頼がおけると思う人に自由に投票することです。

そのためには、誰に投票したかを、誰にも知られることのないようにすることが必要です。憲法が「すべての選挙における投票の秘密はこれを侵してはならない。選挙人はその選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。」といい、公職選挙法で「何人も選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。」といているのは投票自由の原則を保障するものです。

(3) 選挙公正の原則

選挙権が平等に与えられ、投票の自由が保障されても選挙手続の進行に当たって不公正なことが行われるのでは、選挙の意義がなくなってしまう。

公職選挙法では、期間や費用の制限、特定の者の選挙運動の禁止など、選挙の公正を確保するために多くの規定を設けています。

2 選挙運動

選挙運動は本来、自由に行われるのが理想ですが、金を使い過ぎたり、人の弱みにつけ込んだ運動をする者が出たりすると、選挙の公正さが害され、

明るい選挙が行われなくなります。本当に国民の代表として、政治を信託するにふさわしい人が選ばれるようにするため、一定のルールが必要となります。

(1) 選挙運動期間

選挙期日の公示又は告示がなされ、選挙長が立候補届を受理したときが選挙運動の始まりで、それより前の運動は事前運動として禁止されています。また、選挙運動の終りは投票日の前日の午後12時です。

なお、選挙が終って、当選や落選の挨拶をするために、戸別訪問すること、新聞等に「当選御礼」等の広告をすること、当選祝賀会等を開催することも禁止されています。

(2) 誰にでもできる選挙運動

誰にでもできる選挙運動としては、次のようなものがあります。

① 個々面接

戸別訪問は禁止されていますが、街頭で行きあった人、バスの中でたまたま出会った人などにその機会を利用して投票を依頼することはできます。

② 電話で1人の相手に投票を依頼することは差し支えありません。

③ 「選挙運動用はがき」を候補者からもらって、友人や知人に出して投票を依頼することができます。（必ず郵便局の窓口に出すこと。）ただし、「選挙用」の表示のないものは使えませんし、また、直接渡しては違反になります。また、複数の人に回覧されるような「××御中」、「御一同様」としてはいけません。

④ 運動用ポスター等に推薦人として名を連ねることはできます。

⑤ 選挙と関係ない町内会、校友会、社員会などに出て、自分の支持する候補者のために協力を依頼することはできます。

⑥ 個人演説会で演説すること、街頭演説などで応援弁士をすることはできます。

(3) 選挙運動が禁止又は制限されている人

選挙は公正な執行を確保するとともに、選挙の公正化を図ることなどの理由によって、次に掲げる人は選挙運動をすることについて制限されています。

① 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

選挙長、投・開票管理者など立候補制限を受ける選挙事務関係者は、在職中その関係区域内での選挙運動が禁止されます。

② 特定公務員の選挙運動の禁止

在職中は一切の選挙運動が禁止されます。

ア 選挙管理委員会の委員及び職員 イ 裁判官

ウ 検察官 エ 会計検査官 オ 公安委員会の委員

カ 警察官 キ 収税官吏及び徴税の吏員

③ 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

公務員(常勤・非常勤を問わず)がその地位を利用(影響力などを利用)して選挙運動することは、選挙の自由と公正を害するものであり禁止されています。

なお、公務員の選挙運動については、多くは政治的行為の面から国家公務員法、地方公務員法等により規制されています。

④ 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者が学校の児童生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動することは、選挙運動の公正を害するおそれがあるので禁止されています。

なお、教育者の選挙運動については、多くは政治的行為の面から、公立学校の場合は教育公務員特例法により規制されています。

⑤ 満 18 歳未満の者の選挙運動の禁止

⑥ 選挙犯罪により公民権停止中の者の選挙運動の禁止

(4) 禁止される選挙運動

① 戸別訪問

何人も選挙運動のために、一戸一戸を訪ねまわるとは「戸別訪問」として禁止されています。戸別訪問は家庭に限らず、会社、工場等も含まれ、又家庭の中に入らず、軒下、庭等で面接する場合でも戸別訪問として禁止されています。

違 反 の 実 例

○訪問先の家の中には入らないが、いちいち門前に呼び出して投票を依頼したもの。

② 飲食物の提供の禁止と買収、供応及び選挙妨害

飲食物の提供が禁止されるのは、選挙人に限らず、すべての人についてであって、候補者等が第三者に提供する場合はもちろんのこと、第三者が候補者や選挙運動員に提供する場合も禁止されます。

ただし、お茶とこれに伴い通常用いられるお菓子程度のもの及び、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動員と労務者に限られた数と単価の弁当を提供することはできます。

また、選挙運動のために買収をすること、ごちそうをしたり、されたりすることや、候補者についてデマをとばすこと、候補者、選挙人、選挙運動員をおどすこと、演説、集会、交通等を妨害すること、選挙用のポスターを破ったりすることなど、選挙の自由を妨げると処罰されます。

違反の実例

- 陣中見舞として、酒、果物等を候補者に贈ったもの。
- 通行人を選挙事務所に呼び入れて、酒、料理をふるまったもの。
- タバコ等を知人に配り、開けてみたらお金が入っていたもの。

③ 署名運動の禁止

何人も選挙に関し、投票を得る目的、得させる目的、また得させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることは一切できません。それは、戸別訪問の禁止や連呼行為の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるからです。

④ 人気投票の公表の禁止

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

⑤ 氣勢を張る行為

選挙人の注目や関心を集めるために、自動車を連ねること、隊列を組んで往来したりすることなどは、不当に大衆を威圧することになり、選挙人の冷静な判断を失わせるおそれがあるので禁止されています。

3 公職の候補者等の寄附の禁止

公職にある人、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする人は、選挙に関係なく当該選挙区内にある者に対して一切寄附をしてはいけません。また、選挙人も公職の候補者等に対して寄附を勧誘したり、要求したりしてはいけません。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附する場合や、親族に対してする場合は除かれます。（本人の後援団体〔いわゆる後援会〕に対してする場合は、当該選挙の期日前一定期間禁止されます。）

1 政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償*は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

（①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

* 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

1、2、4 及び 5 によって処罰されますと、公民権停止の対象となります。

4 連座制

- (1) 候補者及び立候補予定者の親族又は秘書で候補者等と意思を通じて選挙運動をした者は連座の対象となり、当選無効に加え、5年間の立候補制限が科せられます。

親族、秘書の連座要件については、買収罪等により禁錮以上の刑に処せられた場合で、執行猶予の言渡しを受けたときも含まれます。

- (2) 組織的運動管理者等が買収罪等により禁錮以上の刑に処せられた場合、当選無効に加え、5年間の立候補制限が科せられます。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは
禁止されています。
有権者が求めてもいけません。

政治家は有権者に
寄附を

贈らない！

有権者は政治家に
寄附を

求めない！

政治家から有権者
への寄附は

受け取らない！

※ 「政治家からの寄附禁止」

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

禁止されている寄附(例)

- ・ 病気見舞い
- ・ 祭りへの寄附や差入れ
- ・ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- ・ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ・ 秘書等が代理で出席する場合の香典
- ・ 葬式の花輪、供花
- ・ 落成式、開店祝の花輪
- ・ 町内会の集会や旅行等への催物への寸志や飲食物の差入れ
- ・ 入学祝、卒業祝
- ・ お中元、お歳暮

5 任期と選挙期日

選挙の種類 【任期】	任 期 満 了 による選挙	議会の解散 による選挙	その他の 選 挙
衆議院議員 【4年】 参議院議員 【6年】	○任期満了日前 30日以内 ○任期満了による 選挙を行うべき 期間が国会の開 会中、または国 会閉会後23日以 内にかかる場合 は、国会閉会後 24日以後30日以 内	○解散の日から 40日以内 (衆議院議員のみ)	○再選挙、補欠 選挙は基本的 に4月と10月 の年2回に統一。 ※一部例外があ ります。
地方公共団体の 議会の議員 (県議会議員及 び市町村議会議員) 【4年】	○任期満了日前 30日以内	○解散の日から 40日以内	○欠員が生じた などの事由発 生の日から50 日以内
地方公共団体の 長 (知事及び市町 村長) 【4年】	○任期満了日前 30日以内		

※ 選挙期日の公示または告示をすべき日

衆議院議員の選挙	選挙期日の少なくとも12日前
参議院議員の選挙	〃 17日前
県知事の選挙	〃 17日前
県議会議員の選挙	〃 9日前
市長・市議会議員の選挙	〃 7日前
町村長・町村議会議員の選挙	〃 5日前

6 投票制度のあらまし

(1) 投票時間・投票所の開閉

投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じますが、市町村の選挙管理委員会は特別の事情があると認められる場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰上げ・繰下げ（閉鎖時刻は繰上げだけ）ができます。

(2) 投票所入場券・投票所案内など

多くの市町村では、有権者に対して、投票日前に、入場券や案内などの通知が配られます。投票の際に持参すれば便利です。ただし、持参しなくても投票はできますので、忘れた場合も心配は要りません。

(3) 投票所への立ち入り

選挙人の同伴する18歳未満の者や補助者・介護者なども投票所に入ることができます。

(4) 代理投票と点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、事務従事者から補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙や、点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。

(5) 自書式投票と記号式投票

私たちの選挙では、選挙人本人が自分で候補者の氏名や政党名を書く「自書式投票」という方式が採用されています。ただし、地方自治体の議員や長の選挙については、条例によって「記号式投票」を採用できます。これはあらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に○の印をつけて投票するものです。また、平成14年2月から電子投票も行えるようになりました。

※ 岩手県知事選挙は、記号式投票を採用しています。

(6) 期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則と

していますが（これを投票当日投票所投票主義といいます）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

① 対象となる投票

選挙人名簿登録地の市町村で行う投票が対象となります。

② 投票対象者

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者です。投票の際には、宣誓書に列挙されている一定の事由の中から自分が該当するものを選択します。

③ 投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。※

④ 投票場所

各市町村に一カ所以上設けられる「期日前投票所」です。※

⑤ 投票時間

午前8時30分から午後8時までです。

市町村の選挙管理委員会は、各期日前投票

所の立地や利用状況等を踏まえて、開始時刻を2時間以内の範囲で繰上げ、終了時刻を2時間以内の範囲で繰り下げることができます。※

⑥ 投票手続

期日前投票は選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じです。

⑦ 選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となる

※ 期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なります。

ものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

(7) 不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

選挙期日には、選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には、まだ選挙権を持っていない人（例えば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前はまだ17歳の人など）については、期日前投票をすることができないので、例外的に名簿登録地の市町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

(8) 在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にしながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。在外投票ができるのは日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

(9) 洋上投票

一定の業務や航行区域を持ち、日本国外の区域を航海する船舶（指定船舶）に乗船する船員のためには、何通りかの不在者投票手続があります。このうち船舶からファクシミリによって投票するのが「洋上投票」です。

(10) 郵便等投票制度

自宅等において、選挙人が投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市町村選挙管理委員会に送付する制度です。

(11) 電子投票

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（電磁的記録式投票法）が施行され、地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において電磁的記録式投票機を用いて行ういわゆる「電子投票」を導入できるようになりました。

(12) 共通投票所制度

既存の投票所とは別に、指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票することができるようになりました。

7 各種投票における投票立会人

(1) 投票立会人とは

市町村選挙管理委員会が選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日の3日前までに本人に通知します。(病院等の不在者投票施設の投票では、直接施設が投票立会人の選任を行います。)

投票立会人に選任された方は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことになります。

(2) 投票立会人の心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を持つことから以下の事を心がける必要があります。

- ① 投票立会人は、投票事務が公正、確実かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票できるよう投票管理者(不在者投票管理者)に協力することが大切です。
- ② やむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出てはいけません。やむを得ず投票所外に出るときは、事前に投票管理者に連絡してください。
- ③ 投票立会人は、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することができません。やむを得ない事情が生じた場合は、速やかに選挙管理委員会(不在者投票施設)に連絡してください。

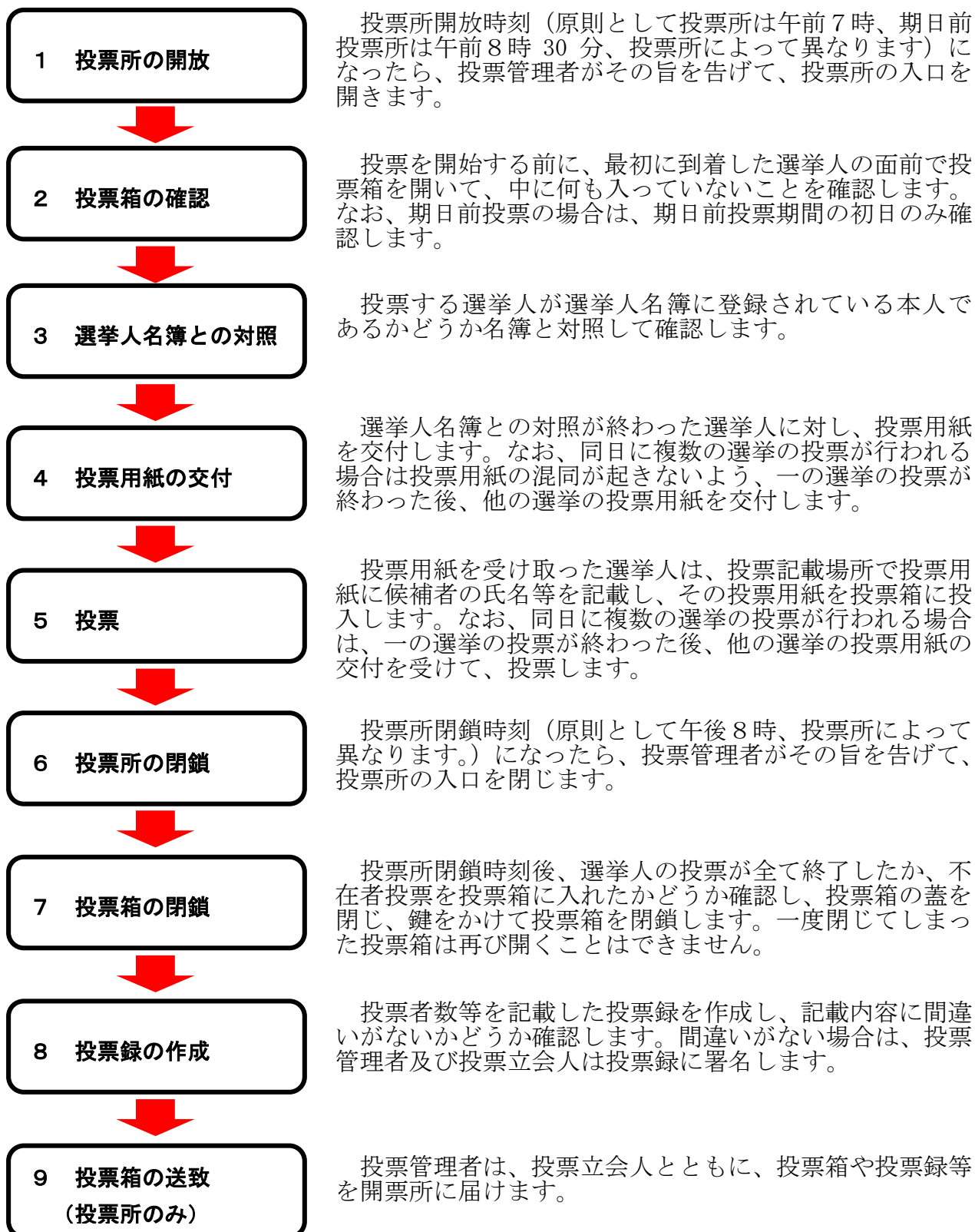
また、参集時刻までに投票所や不在者投票施設に到着できない場合は、速やかに選挙管理委員会(不在者投票施設)に連絡してください。

- ④ 投票立会人として従事している投票に関し、さまざまなことを知っていますが、投票に関する秘密は決して他人に漏らさないでください。

【投票所・期日前投票所での立会業務】

1 投票日（期日前投票日※）当日の流れ

投票立会人は、投票所の開放から投票箱の送致までのすべての投票手続に立ち会います。



2 投票立会人の主な仕事

投票所・期日前投票所での投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

なお、投票所・期日前投票所には、投票管理者や選挙管理委員会の職員等がいますので、選挙に詳しくない方でも問題ありません。

投票手続の全部に立ち会うこと

投票所・期日前投票所を開くところから、投票時間が終了し投票箱を閉鎖するまで投票手続の全てに立ち会います。

【主な内容】

- ・投票所・期日前投票所の出入り口開閉の立ち会い
- ・最初に投票をする際に、投票箱が空であることの確認の立ち会い
- ・投票人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立ち会い
- ・投票時間終了後に、投票箱を閉鎖することの立ち会い

意見を述べること

投票管理者から投票を拒否することや代理投票を拒否すること等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことや選挙人が代理投票を認められたことについて、投票管理者の決定について異議がある場合は、意見を述べることができます。

投票録に署名すること

投票管理者は、投票所での投票者数等を記録した投票録を作成します。投票立会人は、投票録の記載事項に間違いがない場合、投票録に署名します。

投票箱を送致すること（投票所での立会いの場合）

投票立会人（投票立会人全員ではありません）は、投票管理者とともに投票箱や投票箱の鍵等を開票所に届けます。

【病院等の不在者投票施設での立会業務】

岩手県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「病院等」という。）に入院・入所している選挙人で疾病、身体の障害等のため歩行が困難である場合など一定の事由に該当し、投票所に行けない場合は、選挙日前に病院等において不在者投票を行うことができます。

1 病院等での不在者投票の流れ

病院等で行われる不在者投票は、投票所で行われる投票と一部異なります。

※ 二重線で囲まれた項目が、投票立会人が立ち会う部分です。

1 投票用紙等の請求

選挙人は選挙の当日に自らが不在者投票事由に該当する見込みであるときは、選挙人として登録されている市町村の選挙管理委員会に投票用紙等を選挙期日の前日までに請求します。（病院等の施設の長が選挙人に代わって請求することもできます。）

2 投票用紙等の交付

請求を受けた市町村選挙管理委員会は、提出書類を審査し、不在者投票事由に該当すると見込まれるときは、選挙人（病院等の施設の長が選挙人に代わって請求した場合は、病院等の施設の長）に投票用紙及び投票用封筒を交付します。※選挙人が請求した場合、不在者投票証明書も交付します。

3 投票用紙等の受領

選挙人（病院等の施設の長が選挙人に代わって請求した場合は、病院等の施設の長）は、投票用紙等を受領します。また、病院等の施設の長が選挙人に代わって請求した場合は、選挙人に投票用紙等を交付します。なお、投票用紙等は不在者投票をする期日まで選挙人の保管が困難とされ、選挙人の了解を得れば病院等の施設の長が保管することは差し支えありません。

4 投票用紙等の確認

選挙人は、不在者投票を行う前に、不在者投票管理者に対し、投票用紙や不在者投票証明書等を提示し、所定の投票用紙等であるかどうかや選挙人であるかどうか確認を受けます。

5 投票

投票の記載場所で投票用紙に記載し、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名して、不在者投票管理者（病院等の施設の長）に提出します。

6 封筒への署名

不在者投票管理者は、提出のあった投票用外封筒に、投票した年月日及び投票場所を記載し、記名します。また、投票立会人は投票用外封筒に署名します。

7 送致

不在者投票管理者は、全ての手続が終わった投票用外封筒を選挙人が登録されている市町村の選挙管理委員会に送致します。
※不在者投票証明書も併せて送致します。

2 投票立会人の主な仕事

病院等での不在者投票における投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

なお、病院等での不在者投票では、不在者投票管理者（病院等の施設の長）がいますので、選挙に詳しくない方でも問題ありません。

投票手続の全部に立ち会うこと

投票用紙等の確認・交付から、投票用紙が入った投票用外封筒の受領までの投票手続に立ち会います。

【主な内容】

- ・投票用紙等が所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかの確認の立ち会い
- ・投票人が投票用紙に記載し、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名し、不在者投票管理者に提出するまでの立ち会い

意見を述べること

不在者投票管理者から代理投票を拒否する等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が代理投票を認められたことについて、不在者投票管理者の決定について異議がある場合は、意見を述べることができます。

投票用外封筒に署名すること

投票立会人は、選挙人から提出のあった投票用紙が入った投票用外封筒に、署名します。

病院等のベッド上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人は、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立会いがある限り、ベッドの上で投票することができます。

病院等の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等、不在者投票の公正な実施確保の義務が設けられています。

市町村明るい選挙推進協議会設置状況

令和7年1月1日現在

市町村名	結成年月日			会長氏名	会 員 数		
					男	女	計
盛岡市	S37	4	30	中村庄藏	245	35	280
宮古市	S35	5	1	盛合敏子	14	25	39
大船渡市	S38	2	21	鈴木健悦	24	9	33
花巻市	H18	6	2	高橋修	42	4	46
北上市	H4	3	18	奥山則男	38	29	67
久慈市	S29	12	1	田澤吉堯	15	11	26
遠野市	H18	10	5	赤羽根昭三	96	42	138
一関市	R2	8	3	小嶋哲郎	11	6	17
陸前高田市	S40	5	29	菅野幸	3	1	4
釜石市	S31	5	14	金野尚史	8	0	8
二戸市	S47	4	1	一本木哲男	21	14	35
奥州市	H24	5	17	菅原博	19	11	30
滝沢市	S53	4	1	上野力ナエ	38	44	82
八幡平市	未設置						
雫石町	S57	9	9	安達松治	78	15	93
葛巻町	S57	10	8	(活動休止中)	7	2	9
岩手町	S52	6	15	(活動休止中)	63	21	84
紫波町	S42	4	1	阿部萬太郎	22	5	27
矢巾町	S42	7	22	橋元進	19	6	25
西和賀町	H20	1	29	(活動休止中)	0	0	0
金ヶ崎町	S38	8	31	小関充	32	21	53
平泉町	S57	3	25	(活動休止中)	0	0	0
住田町	S38	10	1	泉田義昭	42	7	49
大槌町	S44	2	23	(活動休止中)	0	0	0
山田町	S55	5	30	武藤圓悦	12	9	21
岩泉町	S49	1	25	(活動休止中)	0	0	0
軽米町	S42	5	1	中里多喜男	20	4	24
一戸町	S42	3	25	相馬憲治	104	101	205
洋野町	未設置						
田野畑村	S54	3	26	(活動休止中)	0	0	0
普代村	S40	10	1	赤坂訓	6	2	8
野田村	S55	2	1	(活動休止中)	7	10	17
九戸村	S31	4	1	稲森雅夫	34	2	36
県計					1,020	436	1,456

(注) 会員数には、推進員等も含まれます。

白バラ会

1 白バラの由来

白バラの花が、明るい選挙の象徴とされたのは明治時代にさかのぼります。選挙・政治浄化のために活躍した原敬や犬養毅などの政治家が白バラを胸につけて登院したのが始まりです。大正時代には、自由獲得運動、普通選挙を要求する運動を推進する人達が白バラを胸にかざして、民主政治確立のために奮闘したといわれています。戦後は、明るい選挙を象徴するものとして親しまれ、白バラの名前をとった友の会、機関紙なども各地で見うけられるようになりました。

2 「白バラ会」の活動

明るい選挙の実現のための若い世代のグループとして、県内にたくさんの白バラ会が組織されています。白バラ会は政治意識高揚のための学習会・講演会や他の市町村の白バラ会との交流を図りながら、人間形成と仲間意識の高揚を通じ、民主政治の基本である明るい選挙実現のための活動を展開しています。

白バラ会の主な活動事例は次のとおりです。

- ※ 議会傍聴、模擬議会、講演会
- ※ 討論会、話し合い
- ※ スポーツ大会等各種レクリエーション

白バラ会は、いつの選挙においても、白バラの名を汚すことのないようにきれいな選挙の実現を願っています。



令和7年3月1日現在の選挙人名簿登録者数

令和7年3月1日

区 分 (第1区)		今回定時登録日現在における 選挙人名簿登録者数		
市町村名		男	女	計
盛岡市		110,415	126,395	236,810
紫波郡	紫波町	13,207	14,540	27,747
	矢巾町	10,566	11,776	22,342
	計	23,773	26,316	50,089
第1区 計		134,188	152,711	286,899

区 分 (第2区)		今回定時登録日現在における 選挙人名簿登録者数		
市町村名		男	女	計
宮古市		19,128	21,065	40,193
大船渡市		13,357	14,711	28,068
久慈市		12,980	13,986	26,966
遠野市		10,012	10,890	20,902
陸前高田市		7,344	7,881	15,225
釜石市		12,078	13,323	25,401
二戸市		10,045	11,145	21,190
八幡平市		9,777	10,533	20,310
滝沢市		22,330	23,366	45,696
市 計		117,051	126,900	243,951
岩手郡	雫石町	6,339	6,837	13,176
	葛巻町	2,382	2,422	4,804
	岩手町	4,969	5,255	10,224
	計	13,690	14,514	28,204
気仙郡	住田町	2,015	2,112	4,127
上閉伊郡	大槌町	4,347	4,820	9,167
下閉伊郡	山田町	5,943	6,282	12,225
	岩泉町	3,454	3,548	7,002
	田野畑村	1,288	1,252	2,540
	普代村	1,022	1,028	2,050
	計	11,707	12,110	23,817
九戸郡	軽米町	3,443	3,561	7,004
	野田村	1,628	1,747	3,375
	九戸村	2,117	2,391	4,508
	洋野町	6,354	6,841	13,195
	計	13,542	14,540	28,082
二戸郡	一戸町	4,522	4,890	9,412
郡 計		49,823	52,986	102,809
第2区 計		166,874	179,886	346,760

区 分 (第3区)		今回定時登録日現在における 選挙人名簿登録者数		
市町村名		男	女	計
花巻市		36,897	40,826	77,723
北上市		38,527	38,495	77,022
一関市		44,478	47,228	91,706
奥州市		45,054	47,980	93,034
市 計		164,956	174,529	339,485
和賀郡	西和賀町	1,985	2,272	4,257
胆沢郡	金ヶ崎町	6,539	6,224	12,763
西磐井郡	平泉町	2,808	3,046	5,854
郡 計		11,332	11,542	22,874
第3区 計		176,288	186,071	362,359

区 分	令和7年3月1日現在登録者数			令和6年12月1日現在登録者数		
	男 A	女 B	計 C	男 D	女 E	計 F
第1区	134,188	152,711	286,899	134,475	153,020	287,495
第2区	166,874	179,886	346,760	167,787	180,861	348,648
第3区	176,288	186,071	362,359	176,873	186,736	363,609
計	477,350	518,668	996,018	479,135	520,617	999,752

区 分	増 減 数			増 減 率		
	男 A-D	女 B-E	計 C-F	男	女	計
第1区	-287	-309	-596	-0.21%	-0.20%	-0.21%
第2区	-913	-975	-1,888	-0.54%	-0.54%	-0.54%
第3区	-585	-665	-1,250	-0.33%	-0.36%	-0.34%
計	-1,785	-1,949	-3,734	-0.37%	-0.37%	-0.37%

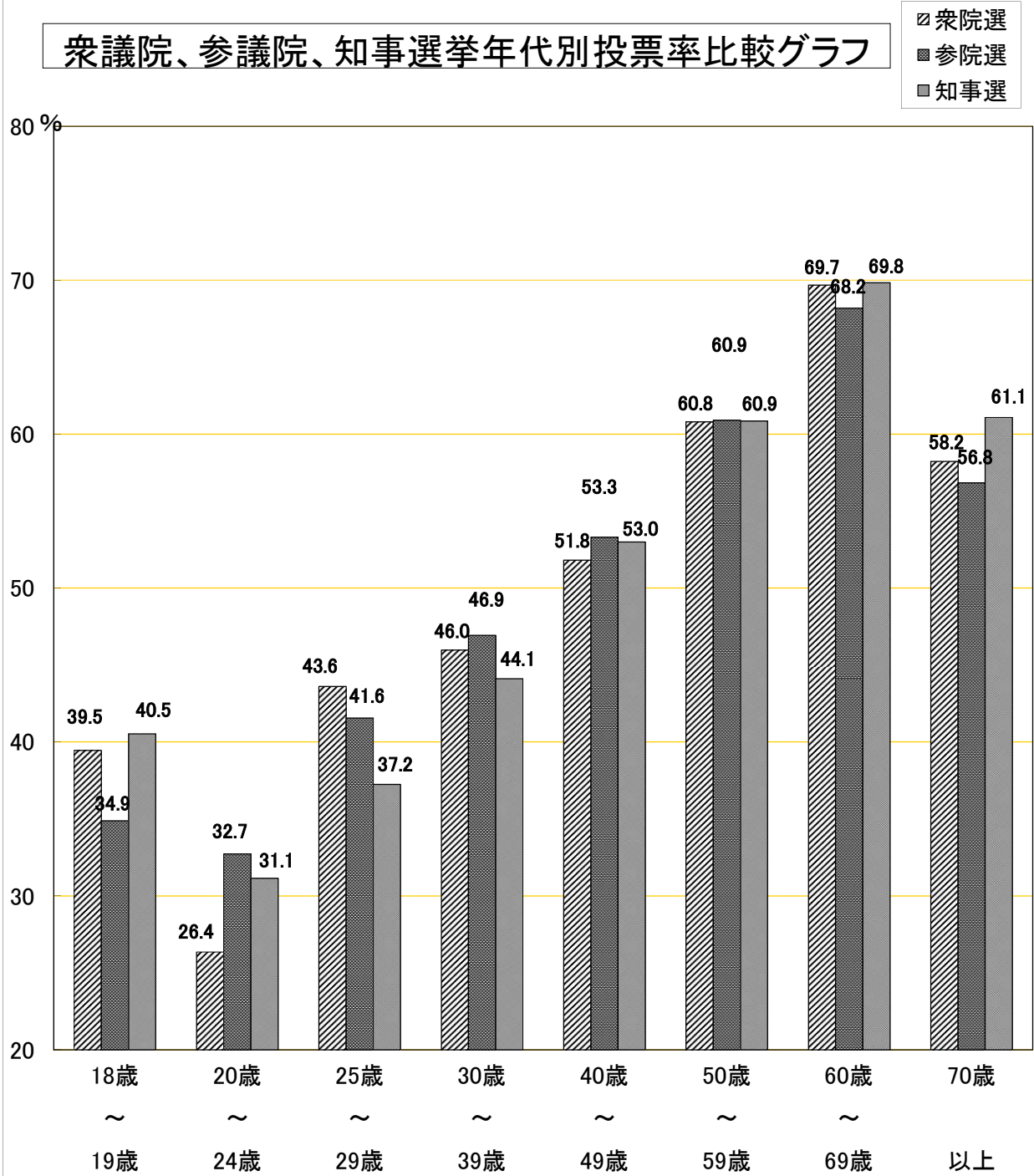
在外選挙人名簿登録者数（令和7年3月1日現在）

区分 市町村名	男	女	計	区分 市町村名	男	女	計
盛岡市	37	74	111	西和賀町	0	3	3
宮古市	13	12	25	金ケ崎町	4	7	11
大船渡市	1	12	13	平泉町	1	0	1
花巻市	11	28	39	住田町	1	2	3
北上市	18	35	53	大槌町	1	1	2
久慈市	3	4	7	山田町	0	3	3
遠野市	13	9	22	岩泉町	3	2	5
一関市	27	26	53	軽米町	0	1	1
陸前高田市	1	5	6	洋野町	0	3	3
釜石市	5	12	17	一戸町	2	4	6
二戸市	3	7	10	町計	34	58	92
八幡平市	4	8	12	田野畑村	0	0	0
奥州市	22	49	71	普代村	0	0	0
滝沢市	6	6	12	野田村	1	1	2
市計	164	287	451	九戸村	0	0	0
雫石町	3	4	7	村計	1	1	2
葛巻町	4	2	6	合 計	199	346	545
岩手町	4	7	11				
紫波町	6	11	17				
矢巾町	5	8	13				

みんなで進めよう！三ない運動

- 政治家は有権者に寄附を 「贈らない」
- 有権者は政治家に寄附を 「求めない」
- 政治家から有権者への寄附は 「受け取らない」

衆議院、参議院、知事選挙年代別投票率比較グラフ



- (注)
- 1 衆議院議員選挙は令和6年（小選挙区）、参議院議員選挙は令和4年（選挙区）、知事選挙は令和5年の数字である。
 - 2 18・19歳の投票率は全数調査により集計したもの、衆議院議員選挙の20～70歳以上については、県全体の投票率に最も近い投票率を示した4市町村から、それぞれの市町村全体の投票率に最も近い投票率を示した投票区を1ヶ所ずつ抽出して集計したものである。
 - 3 参議院選挙及び知事選挙の20～70歳以上については、各市町村からそれぞれの市町村全体の投票

**令和6年10月27日執行
衆議院(小選挙区選出)議員選挙市町村別投票率**

市町村名	投票率(%)			市町村名	投票率(%)		
	男	女	計		男	女	計
第1区				第2区(続き)			
盛岡市	54.98	53.56	54.22	普代村	63.88	65.15	64.52
紫波町	56.81	53.69	55.18	軽米町	51.92	49.74	50.81
矢巾町	56.34	53.66	54.93	野田村	60.02	62.91	61.52
第2区				九戸村	52.85	48.61	50.60
宮古市	57.54	56.81	57.16	洋野町	52.70	56.11	54.47
大船渡市	60.38	58.75	59.53	一戸町	57.49	54.05	55.70
久慈市	50.89	51.13	51.01	第3区			
遠野市	57.92	54.77	56.28	花巻市	58.62	56.07	57.28
陸前高田市	65.11	64.05	64.56	北上市	54.45	53.99	54.22
釜石市	56.01	54.89	55.42	一関市	58.30	55.00	56.60
二戸市	50.81	49.95	50.36	奥州市	58.89	55.89	57.34
八幡平市	52.58	49.50	50.98	西和賀町	75.87	71.52	73.54
滝沢市	53.03	52.53	52.77	金ヶ崎町	61.62	58.86	60.27
雫石町	55.85	52.49	54.11	平泉町	65.69	62.39	63.97
葛巻町	56.67	53.21	54.92				
岩手町	54.79	49.15	51.89	市計	56.29	54.54	55.37
住田町	66.08	60.05	63.00	町村計	57.49	55.34	56.38
大槌町	51.38	51.36	51.37				
山田町	57.51	60.56	59.08	県計	56.50	54.68	55.55
岩泉町	59.77	54.95	57.32				
田野畑村	65.66	64.79	65.23				

**令和4年7月10日執行
参議院(選挙区選出)議員選挙市町村別投票率**

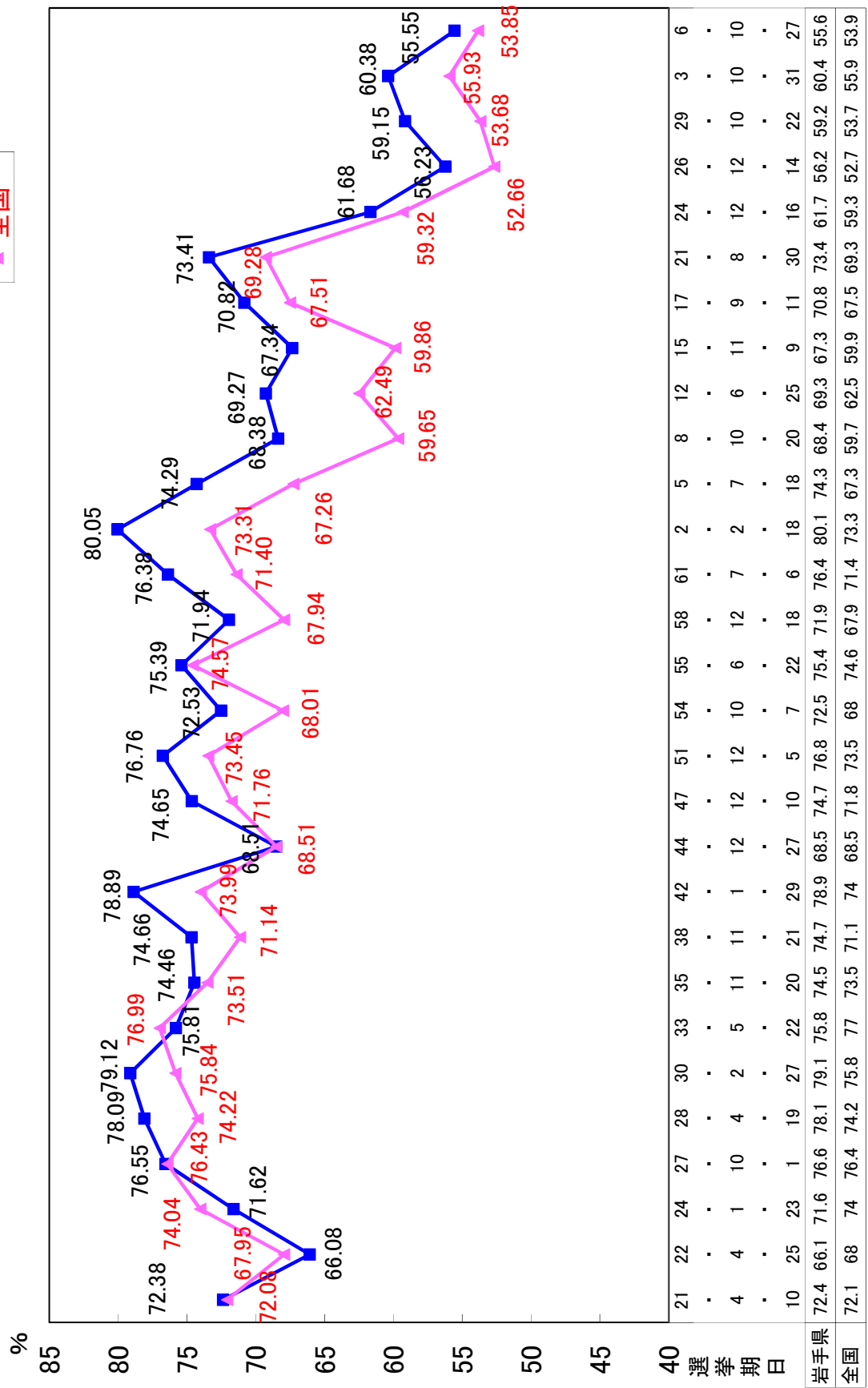
市町村名	投票率(%)		
	男	女	計
盛岡市	55.38	54.57	54.95
宮古市	54.99	53.33	54.12
大船渡市	60.49	59.29	59.86
花巻市	59.14	57.62	58.34
北上市	55.58	55.93	55.75
久慈市	46.93	46.73	46.82
遠野市	58.86	56.51	57.64
一関市	56.28	53.21	54.69
陸前高田市	62.21	61.18	61.67
釜石市	58.27	57.27	57.74
二戸市	49.69	48.90	49.27
八幡平市	51.82	49.54	50.64
奥州市	56.79	53.85	55.27
滝沢市	53.44	53.57	53.51
雫石町	55.45	52.58	53.96
葛巻町	56.58	52.95	54.73
岩手町	55.81	51.21	53.44
紫波町	56.11	54.04	55.02
矢巾町	57.58	55.26	56.36
西和賀町	74.70	69.32	71.82
金ヶ崎町	61.54	58.56	60.07
平泉町	64.10	60.02	61.98
住田町	64.82	60.79	62.76
大槌町	55.65	56.39	56.04
山田町	56.46	59.29	57.92
岩泉町	59.28	54.11	56.63
田野畑村	67.11	65.34	66.22
普代村	65.68	67.97	66.83
軽米町	54.01	50.34	52.14
野田村	58.95	61.32	60.18
九戸村	54.06	50.73	52.30
洋野町	49.48	52.27	50.92
一戸町	56.55	53.06	54.74
市計	55.86	54.52	55.16
町村計	57.43	55.48	56.42
県計	56.14	54.69	55.38

**令和5年9月3日執行
岩手県知事選挙市町村別投票率**

市町村名	投票率 (%)		
	男	女	計
盛岡市	48.64	49.33	49.00
宮古市	52.00	56.18	54.22
大船渡市	64.12	63.54	63.82
花巻市	54.51	57.52	56.04
北上市	51.58	54.63	53.11
久慈市	54.79	60.21	57.64
遠野市	56.12	55.79	55.94
一関市	53.14	55.28	54.28
陸前高田市	79.23	78.02	78.61
釜石市	64.22	65.10	64.67
二戸市	51.26	51.82	51.56
八幡平市	58.10	58.80	58.46
奥州市	58.68	59.10	58.90
滝沢市	48.22	50.84	49.55
雫石町	53.88	56.29	55.15
葛巻町	60.59	57.65	59.03
岩手町	61.46	58.42	59.86
紫波町	54.93	55.68	55.32
矢巾町	55.59	56.04	55.83
西和賀町	77.00	70.91	73.81
金ヶ崎町	59.57	61.40	60.32
平泉町	68.18	69.51	68.88
住田町	75.84	67.88	71.70
大槌町	54.06	55.75	54.93
山田町	66.67	71.63	69.43
岩泉町	58.99	51.77	55.13
田野畑村	61.97	68.49	65.28
普代村	63.58	66.46	65.05
軽米町	49.83	51.59	50.75
野田村	66.23	69.65	68.05
九戸村	54.19	51.05	52.57
洋野町	64.98	72.08	68.74
一戸町	59.97	58.34	59.09
市計	56.76	58.30	57.56
町村計	61.45	61.61	61.52
県計	59.46	60.20	59.84

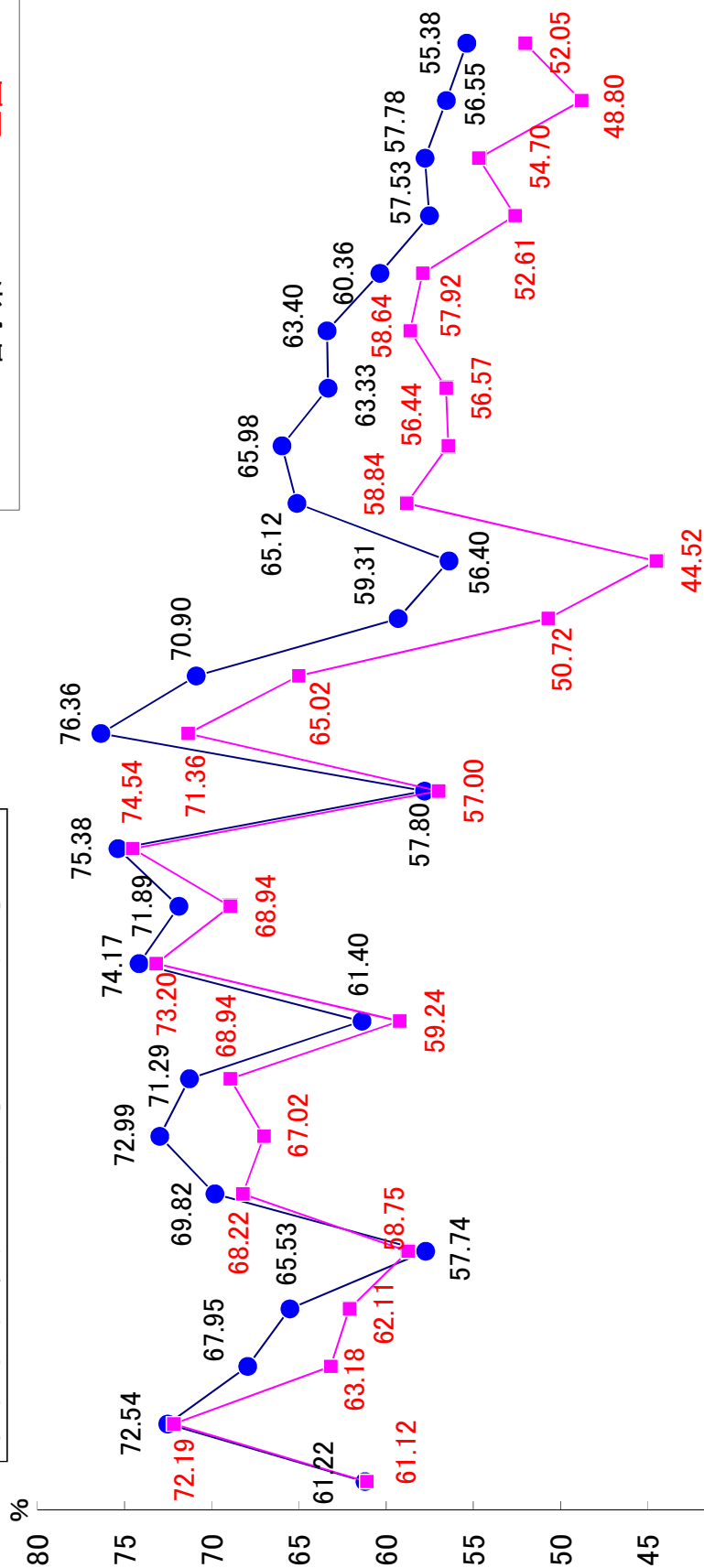
衆議院議員総選挙(中・小選挙区)

■ 岩手県
▲ 全国



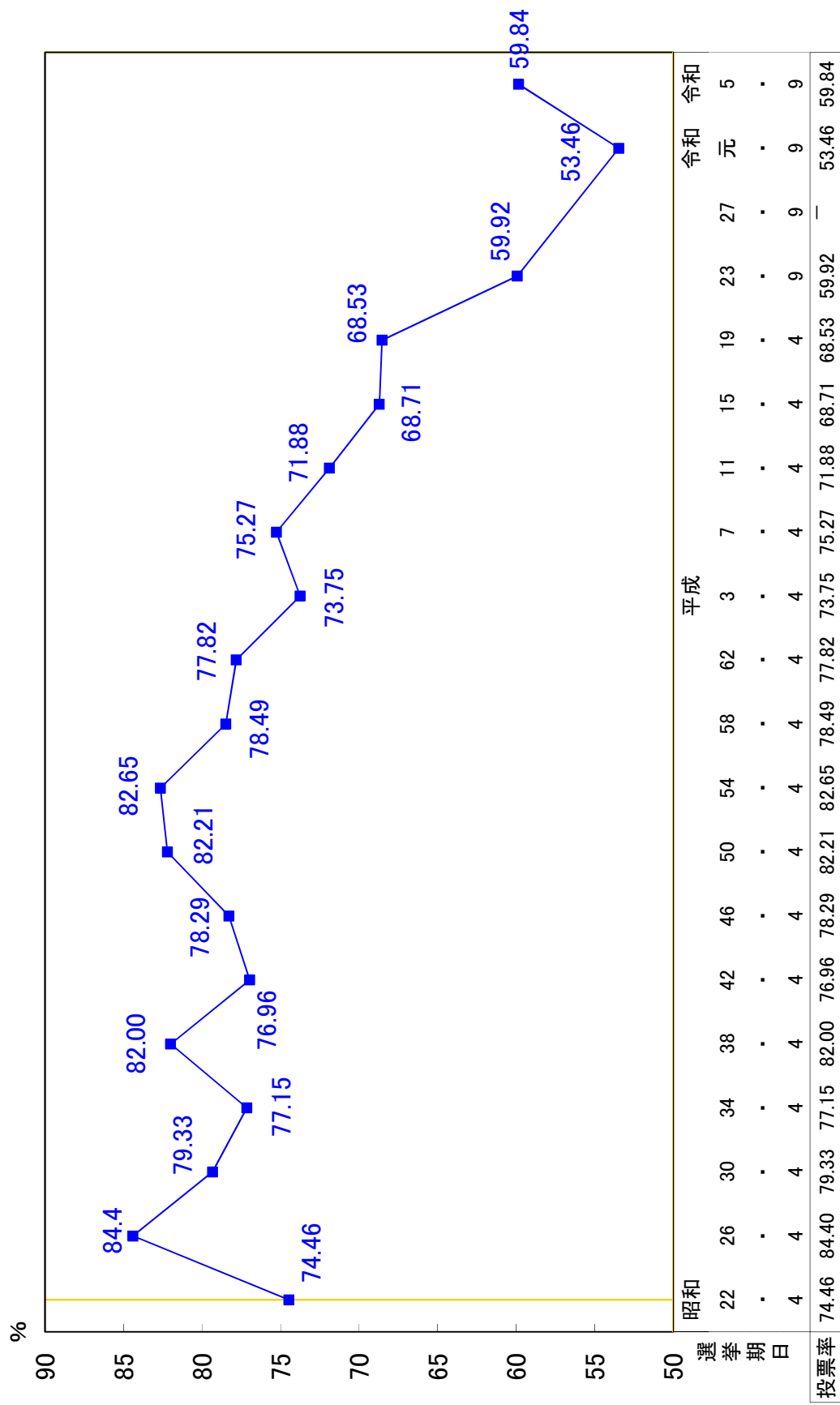
参议院議員通常選挙(地方・選挙区)

●-岩手県
■-全国



40	昭																								平												令			
	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	52	55	58	61	元	4	7	10	13	16	19	22	25	28	元	4														
選挙期日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.														
	4	6	4	7	6	7	7	7	6	7	7	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7														
	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.														
	20	4	24	8	2	1	4	7	27	7	10	22	26	6	23	26	23	12	29	11	29	11	21	10	21	10														
岩手県	61.2	72.5	67.9	65.5	57.7	69.8	72.9	71.2	61.4	74.1	71.8	75.3	57.8	76.3	70.9	59.3	56.4	65.1	65.9	63.3	63.4	60.3	57.5	57.8	56.6	55.4														
全国	61.1	72.1	63.1	62.1	58.7	68.2	67.0	68.9	59.2	73.2	68.9	74.5	57.0	71.3	65.0	50.7	44.5	58.8	56.4	56.6	58.6	57.9	52.6	54.7	48.8	52.1														

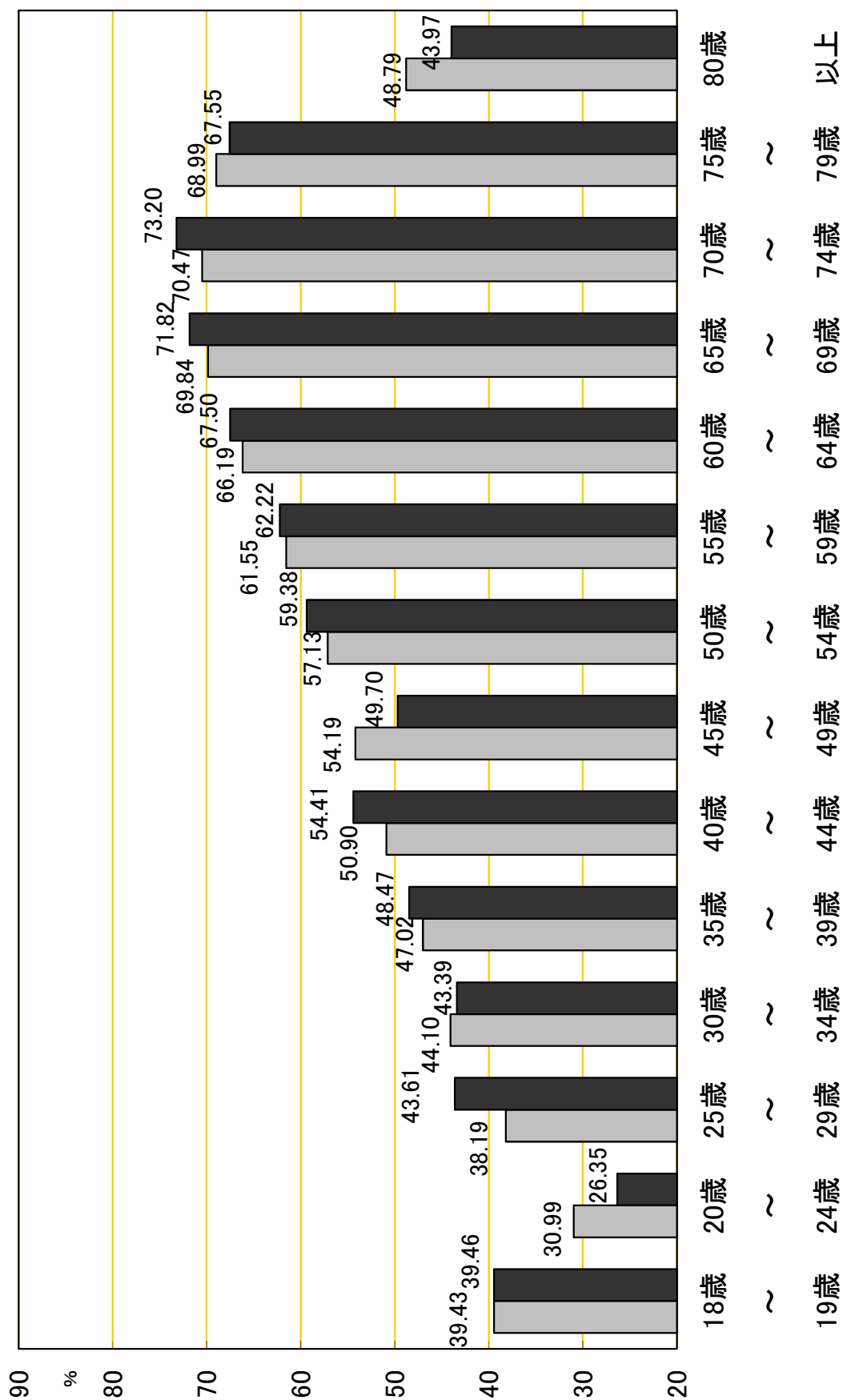
知事選挙



※平成27年知事選挙は無投票。

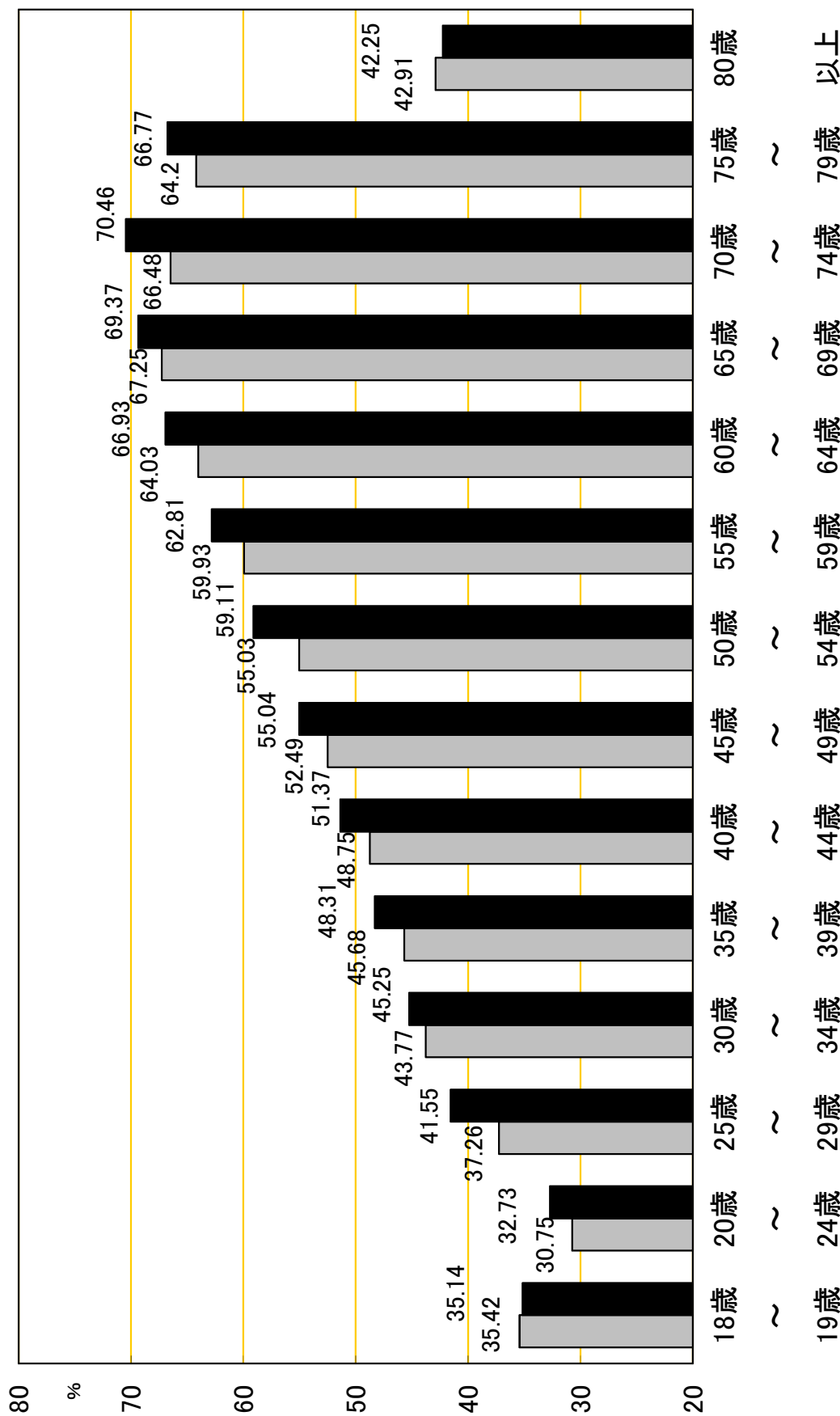
令和6年10月27日執行衆議院(小選挙区選出)議員選挙 年代別投票率全国・岩手比較グラフ

□ 令和6年(全国)
■ 令和6年(岩手)



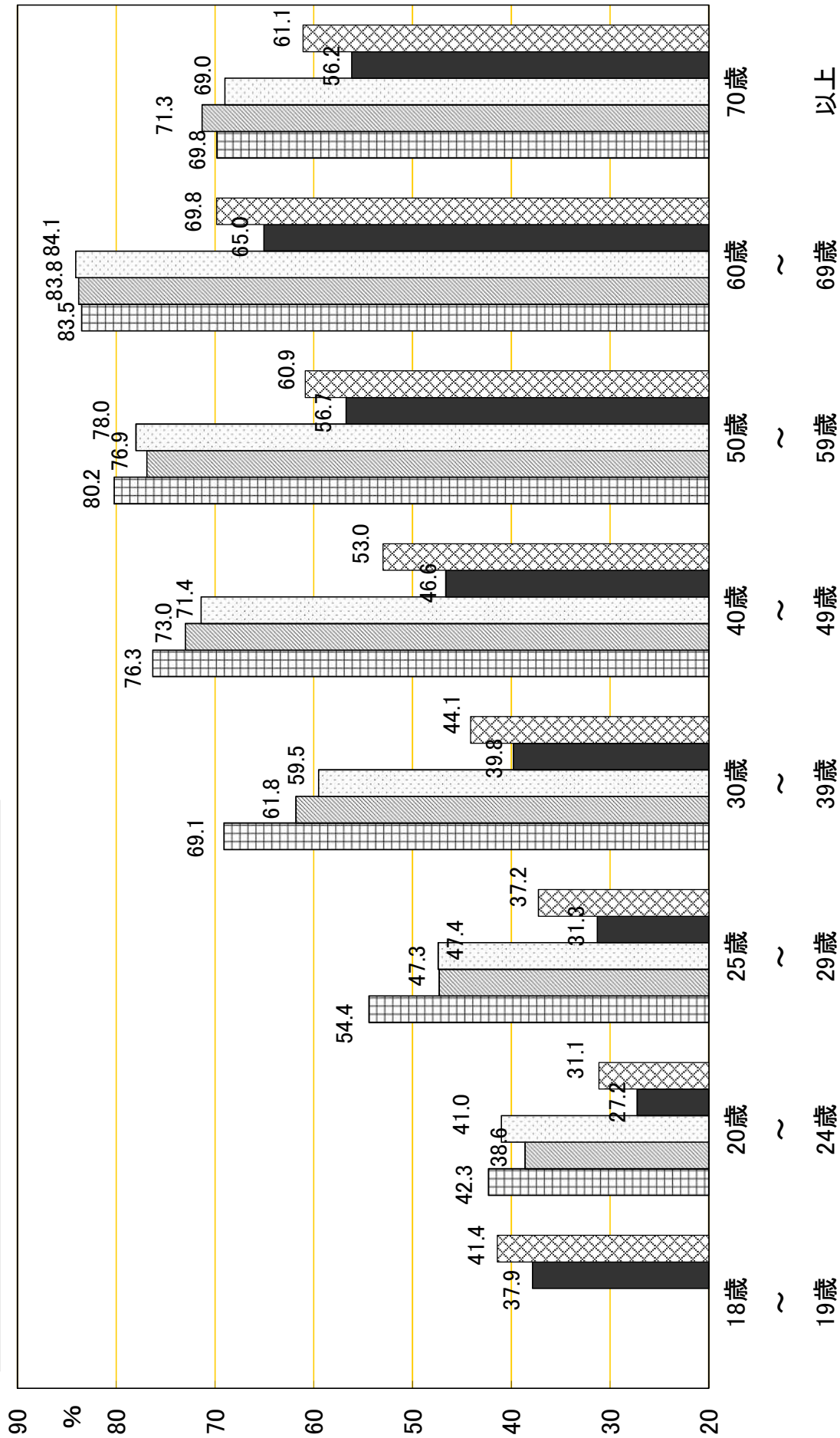
令和4年7月10日執行参議院(選挙区選出)議員選挙 年代別投票率全国・岩手比較グラフ

□ 令和4年(全国)
■ 令和4年(岩手)



知事選挙、年代別投票率の推移

□平成11年 ▨平成15年 □平成19年 ■令和元年 ▩令和5年



※平成23年知事選では調査実施せず、平成27年知事選は無投票。

市町村議会議員定数

令和7年5月1日現在

市町村名	議員定数(人)	市町村名	議員定数(人)
盛岡市	38	矢巾町	18
宮古市	22	西和賀町	12
大船渡市	20	金ヶ崎町	16
花巻市	26	平泉町	12
北上市	26	住田町	12
久慈市	20	大槌町	12
遠野市	17	山田町	14
一関市	26	岩泉町	13
陸前高田市	16	軽米町	12
釜石市	18	洋野町	16
二戸市	18	一戸町	14
八幡平市	18	田野畑村	10
奥州市	28	普代村	10
滝沢市	20	野田村	10
雫石町	16	九戸村	12
葛巻町	10		
岩手町	14		
紫波町	18		

岩手県市町村選挙執行予定

令和7年5月14日現在

	首 長				議 会 議 員			
	市町村名	任期満了	告示日	執行日	市町村名	任期満了	告示日	執行日
令和6年								
1月					葛巻町	1. 19	12. 19	12. 24
2月					金ヶ崎町	2. 29	2. 13	2. 18
3月					北上市	3. 31	3. 17	3. 24
4月	九戸村	4. 19	4. 9	4. 14	平泉町	4. 14	3. 26	3. 31
					九戸村（補選）	※便乗による	4. 9	4. 14
5月					大船渡市	5. 8	4. 14	4. 21
6月								
7月	山田町	7. 14	6. 25	6. 30	岩手町	7. 20	7. 2	7. 7
8月								
9月								
10月					宮古市（補選）		10. 20	10. 27
					（参院補選）		10. 10	10. 27
					（第50回衆院選）		10. 15	10. 27
11月								
12月								
令和7年								
1月								
2月	野田村	2. 26	2. 11	2. 16				
3月								
4月					岩泉町	4. 30	4. 22	4. 27
5月								
6月								
7月	宮古市	7. 2	6. 15	6. 22	（第27回参院選）	7. 28		
8月	住田町	8. 4	7. 15	7. 20				
	田野畑村	8. 20						
9月								
10月	八幡平市	10. 1	9. 21	9. 28	八幡平市（補選）		9. 21	9. 28
	一関市	10. 8	9. 21	9. 28	一関市	10. 8	9. 21	9. 28
	遠野市	10. 22	10. 12	10. 19	遠野市（補選）		10. 12	10. 19
11月	一戸町	11. 17						
	西和賀町	11. 19						
12月					一戸町	12. 6		
令和8年								
1月	二戸市	1. 25						
	岩泉町	1. 27						
	洋野町	1. 28						
2月	花巻市	2. 4						
	紫波町	2. 7						
3月	奥州市	3. 18			奥州市	3. 18		
	金ヶ崎町	3. 18						
	久慈市	3. 25						

メ モ